

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年8月22日付鳥取県告示第584号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

遠藤 賢一	西伯郡南部町上中谷字トウノ埜中2226
遠藤 和美	〃
村上 一男	〃
藤原 幸男	〃
西村 実蔵	西伯郡南部町大木屋字石原谷367
有限会社日興産業	西伯郡南部町下中谷字山神谷297の6
美保セメント建材工業株式会社	〃
有限会社日興産業	西伯郡南部町下中谷字山神谷297の7
美保セメント建材工業株式会社	〃
有限会社日興産業	西伯郡南部町下中谷字山神谷297の8
美保セメント建材工業株式会社	〃
秦野喜太郎	西伯郡南部町下中谷字山神294
江原神社	西伯郡南部町中字菖蒲谷山509の23
西岡熊治郎	西伯郡南部町大木屋字朽谷東385
西岡 誉治	〃
西村治三郎	〃
〃	西伯郡南部町大木屋字アラ田原416

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大木屋字河原田136、字小門谷751の6、751の7、753から755まで、757、758、東上字切塞奥1273の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 南部町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課